

長崎労働局発表

平成28年9月6日(火)

午前11:00解禁

長崎労働局労働基準部

賃金室長 大月 勝之

賃金室長補佐 上戸 秀則

電話 095-801-0033 内線 308

長崎県最低賃金を715円に引上げ

<発効日は平成28年10月6日>

～平成14年以降最も大きい引上げ額～

長崎労働局長(大塚崇史)は、平成28年8月10日に長崎地方最低賃金審議会(会長 井手瑳智子)から答申を受けた長崎県最低賃金の改正決定に関して、所要の手続きを経て、現行の長崎県最低賃金(時間額694円)を**21円引上げ、時間額715円**にする旨の改正決定を行うとともに、本日(9月6日)官報公示を行いました。

改正後の長崎県最低賃金は、**平成28年10月6日(木曜日)**から発効となります。

今回の引上げ額は、長崎県最低賃金が時間額単独表示となった平成14年以降最も大きい引上げ額となります。

長崎労働局では、県下の各労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)と共に、最低賃金の周知徹底に努めると共に関係機関等に協力をいただきながら周知を図っていきます。

過去5年間の長崎県最低賃金額及び引上げ率

年 度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
効力発生日	H24.10.24	H25.10.20	H26.10.1	H27.10.7	H28.10.6
最低賃金額	653円	664円	677円	694円	715円
引上げ額	7円	11円	13円	17円	21円
引上率(%)	1.08	1.68	1.96	2.51	3.03

最低賃金引上げ額・引上げ率

	時間額	引上額	引上率	発行日
平成14年	605	1	0.17%	平成14.10.6
平成15年	605	0	0.00%	
平成16年	606	1	0.17%	平成16.10.1
平成17年	608	2	0.33%	平成17.10.1
平成18年	611	3	0.49%	平成18.10.1
平成19年	619	8	1.31%	平成19.10.21
平成20年	628	9	1.45%	平成20.10.30
平成21年	629	1	0.16%	平成21.10.10
平成22年	642	13	2.07%	平成22.11.4
平成23年	646	4	0.62%	平成23.10.12
平成24年	653	7	1.08%	平成24.10.24
平成25年	664	11	1.68%	平成25.10.20
平成26年	677	13	1.96%	平成26.10.1
平成27年	694	17	2.51%	平成27.10.7
平成28年	715	21	3.03%	平成28.10.6

長崎県の最低賃金は、平成14年度から日額がなくなり時間額のみとなっています。